

岐阜県育成強化選手の指定に関する要綱

(目的)

第1条 障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大と選手の出組意欲向上を図り、本県パラスポーツの普及、競技人口の拡大及び選手の育成、並びに競技力の向上を目的として、育成強化選手の指定に関する事項について定めるものとする。

(育成強化選手の指定)

第2条 毎年度、別に定める様式(別紙1及び別紙2)により企画競技委員会委員から推薦のあった者を、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会(以下「本会」という。)が、育成強化選手に指定する。

2 育成強化選手に指定する者は、以下のとおりとする。

- (1) 毎年4月1日現在、本県に現住所を有する中学生以上の者で、身体障がい者及び知的障がい者、並びに精神障がい者。ただし、未成年者の場合は、保護者の同意があること。
- (2) 各競技への出組意欲があり、各種大会等への参加及び競技力の向上を目指して活動する意思のある者。
- (3) その他、本会会長が適当と認めた者。

3 育成強化選手に指定する人数の上限は、以下のとおりとする。

- (1) 陸上 身体、知的を含む65名
- (2) 水泳 身体、知的を含む20名
- (3) アーチェリー 身体5名
- (4) 卓球 身体、知的、精神を含む20名
- (5) フライングディスク 身体、知的を含む20名
- (6) ボッチャ 身体(肢体に限る)10名
- (7) ボウリング 知的15名
- (8) 車いすバスケットボール 身体(肢体に限る)20名
- (9) バスケットボール 男女各20名
- (10) グランドソフトボール 身体(視覚に限る)25名
- (11) ソフトボール 知的25名
- (12) フットソフトボール 知的25名
- (13) バレーボール 身体、知的ともに男女各20名、精神(男女含む)20名
- (14) サッカー 知的25名

4 育成強化選手に対し、指定証を交付する。

5 複数競技で育成強化選手の指定を受けることはできない。

6 年度途中に追加で指定を希望する選手がある場合は、本条第3項に定める人数の範囲でこれを認める。

7 育成強化選手に指定したことで、全国障害者スポーツ大会等への出場が優先されるものではない。

(指定期間)

第3条 育成強化選手の指定期間は、推薦のあった年度のみとする。

(費用負担)

第4条 強化練習等への参加に係る育成強化選手の交通費は自己負担とする。

2 その他、強化練習の実施に係る経費及び県外遠征等に係る交通費は、別に定める要綱により事業費で負担する。

(損害の賠償)

第5条 育成強化選手及び登録指導者全員を対象に、強化練習等の実施に係る保険へ加入し、万が一の損害に備えた対策を講じる。

(留意事項)

第6条 育成強化選手の指定を受けた者は、以下について留意すること。

(1) 強化練習及び遠征等には、積極的に参加すること。

(2) 指定を受けるにふさわしい行動を心がけ、岐阜県をリードする選手になり得るよう努力精進すること。

(育成強化選手の解除)

第7条 以下の事項が認められる場合は、育成強化選手の指定を解除する。

(1) 年度途中であっても、第2条第2項の各号に定める要件を満たしていないと認められる者。

(2) 育成強化指定を受けるにふさわしくない態度及び行動があった者。

(個人情報取り扱い)

第8条 育成強化選手の指定を受けようとする者は、本県のパラスポーツ振興に寄与すると認められる場合、県、市町村及び本会、並びに報道機関等が管理・運営するテレビ、ホームページ又は発行する機関誌等で、以下に掲げる個人情報の公開について同意したものとみなす。

(1) 氏名

(2) 所属先又は居住地

(3) 年齢及び障がい名

(4) 個人の肖像（写真、画像、映像等）

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行し、平成30年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度から適用する。